

# 千葉県高齢者保健福祉計画について

## 千葉県高齢者保健福祉計画の概要

- 老人福祉法第20条の9による「老人福祉計画」及び介護保険法第118条による「介護保険事業支援計画」を一体的に策定した法定計画。
- 「新 輝け！ちば元気プラン(千葉県総合計画)」及び「第三次千葉県地域福祉支援計画」の高齢者分野に関する個別計画。
- 介護保険法第118条により計画期間は3年間。
- 次期計画の期間は平成27年度から平成29年度までの3年間で、平成26年度は計画策定年度に当たる。

## 現行計画の概要

- 現行計画(計画期間:平成24年度～26年度)は、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるような地域づくりを進めるため、団塊の世代が高齢期に達する平成27年(2015年)の高齢社会の姿を念頭に、当面取り組む施策を盛り込んだ。
- 具体的には、地域包括ケアシステムの構築促進を重点的な取組と位置付け、その推進のため、以下の5つの基本施策(施策の方向)とそれに付随する27項目の具体的な施策を位置付け、各種事業を展開している。

### 現行計画の概要(平成24～26年度)

#### 老人福祉計画

高齢者福祉に関する県施策を規定。現計画では、5つの基本施策を展開。

- 1 高齢期に向けた住まいの充実と多機能化の推進
- 2 互いに見守り支え合う地域づくりの推進
- 3 保健・医療・福祉・介護の連携強化と介護予防の推進
- 4 認知症対策の推進
- 5 福祉人材等の確保・定着対策の推進

#### 介護保険事業支援計画

計画期間内(3年間)の介護サービス提供見込み量を圏域ごとに規定。

- 1 居宅サービスの提供見込み量  
訪問介護、訪問看護、通所介護、ショートステイ等
- 2 施設・居住系サービスの提供見込み量  
広域型特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等
- 3 地域密着型サービスの提供見込み量  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム等

## 次期計画の策定スケジュール

4月	策定作業開始	作業部会の設置・開催	10月	意見交換会の開催
5月			11月	老人福祉専門分科会の開催
6月			12月	
7月	計画骨子案作成		1月	パブリックコメント等実施
8月		圏域連絡会議の開催	2月	計画案(最終)作成
9月	計画素案作成		3月	計画の策定・公表 老人福祉専門分科会の開催

## 関係会議の開催予定等

- 計画策定・推進作業部会
- ・計画策定等に係る具体的事項について協議・検討(5回開催)
- 社会福祉審議会老人福祉専門分科会
- ・社会福祉法に基づく法定審議会
- ・計画策定に係る会議(2回開催)
- 市町村等との意見交換会(圏域連絡会議)
- ・県内7圏域で市町村、関係機関等との意見交換会を実施
- 県民等との意見交換会(2地域で開催)

## 次期計画の概要(案)

- 1 計画策定の趣旨
  - 今後、人口規模の大きな団塊の世代が後期高齢者となる平成37年(2025年)には、本格的な超高齢社会に移行する。高齢者が意欲や能力に応じて活躍できる環境づくりとともに、医療や介護ニーズの増大に対応するために効果的・効率的なサービス提供体制の構築に取り組んでいくことが不可欠である。
  - 団塊の世代が後期高齢者となる平成37年(2025年)に向けて、高齢者が、生き生きと安心して生活できるような地域社会を目指して準備を進めていくものとし、当面取り組む施策を盛り込む。
- 2 計画期間 平成27年度～29年度
- 3 主な内容
  - 基本施策

目標 I	健康で生き生きとした暮らしの実現
	① 生涯現役社会の実現に向けた環境整備の促進 ② 健康寿命の延伸
目標 II	介護が必要になっても安心して暮らせる地域社会の構築 ～地域包括ケアの推進～
	① 地域包括ケアシステムの推進体制構築への支援 ② 在宅医療・介護連携の推進と地域生活を支える介護・生活支援サービスの充実 ③ 高齢期に向けた住まいの充実と多機能化の推進 ④ 互いに見守り支え合う安全・安心な地域づくりの推進 ⑤ 認知症施策の推進 ⑥ 医療・福祉・介護人材の確保・定着対策

#### ○介護保険制度

介護保険制度の実施状況	① 全体の状況 ② 居宅サービス ③ 施設サービス ④ 地域密着型サービス
介護サービス量の見込みと介護サービス基盤の整備	① 要介護認定者数の将来推計 ② 介護サービスの利用見込み ③ 介護保険施設等の基盤整備 ④ 介護保険標準給付費の見込み ⑤ 第1号被保険者の介護保険料の基準月額(市町村別保険料一覧)